

店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第2条(オプション口座) お客様は当社が指定する方法に従って本約款取引を行うにあたっては、店頭外国為替証拠金取引「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。)、「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)及び資金移動の際に使用する「入出金口座」を開設した後、当社の指定する方法に従って「みんなのオプション」の口座(以下、「オプション口座」といいます。)又は「みんなのコイン」の口座(以下、「コイン口座」といいます。)を開設することができるものとします。なお、いずれかの口座のみを指定して開設することはできません。</p> <p>2. ～7. (省略)</p> <p>第3条～第20条 (省略)</p> <p>第21条(解約) お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき、当社は本約款及びFX取引約款、暗号資産CFD取引約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。</p> <p>2. ～7. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p>令和4年8月20日 改訂</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第2条(オプション口座) お客様は当社が指定する方法に従って本約款取引を行うにあたっては、店頭外国為替証拠金取引「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。)、「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)及び資金移動の際に使用する「入出金口座」を開設した後、当社の指定する方法に従って「みんなのオプション」の口座(以下、「オプション口座」といいます。)又は「みんなのコイン」の口座(以下、「コイン口座」といいます。)を開設することができるものとします。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。</p> <p>2. ～7. (省略)</p> <p>第3条～第20条 (省略)</p> <p>第21条(解約) お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款及びFX取引約款、暗号資産CFD取引約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。 (1)お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき。 (2)お客様がシストレ口座の開設時に締結した投資顧問契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との投資顧問契約の解約の申し出をしたとき。</p> <p>2. ～7. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p><追加></p> <p style="text-align: right;">以上</p>